

岡山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）交付要綱

（趣旨）

第1条 岡山県の交付する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護分）（以下「補助金」という。）については、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」（令和2年6月19日付け老発0619第1号厚生労働省老健局長通知。以下「国の実施要綱」という。）、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱」（令和2年6月30日厚生労働省発子0630第2号・厚生労働省発障0630第1号・厚生労働省発老0630第1号厚生労働事務次官通知。）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、介護サービス事業所・施設等が最大限の感染症対策を行いつつ、必要なサービスを提供する体制を構築することができるよう、感染拡大防止等の取組、介護サービス利用再開に向けた利用者への働きかけや環境整備を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら介護サービスの継続に努めていただいた職員に対する慰労金を支給する。

（対象事業）

第3条 この補助金は、国の実施要綱に基づき介護サービス事業所・施設等が実施する以下の事業を対象として、予算の範囲内で交付する。

- （1）感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業
- （2）在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業
- （3）在宅サービス事業所における環境整備への助成事業
- （4）介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業

（対象経費）

第4条 国の実施要綱3（1）①ウ及び（3）②ウに定める経費を対象とする。

（対象期間）

第5条 第3条（1）から（3）に定める事業の対象とする期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

（慰労金の給付）

第6条 慰労金は、国の実施要綱に基づき、介護サービス事業所・施設等に令和2年3月2日から令和2年6月30日までの間に10日以上勤務し、利用者と接する職員に対し給付する。

- 2 慰労金の金額は、別表のとおりとする。

（交付額の算定方法）

第7条 この補助金の交付額は、次により算定された額の合計額を交付する。

- 1 別表に定める基準単価又は慰労金額と対象経費の支出予定額とを比較して少ない方の額を選定するものとする。ただし、1事業区分(2)の事業を除き算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 事業区分	2 基準単価又は慰労金額	3 対象経費
(1) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業	国の実施要綱別添に定める額	国の実施要綱3(1)①ウに定める軽費
(2) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	国の実施要綱別添に定める額	
(3) 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業	20万円/事業所	国の実施要綱3(3)②ウに定める経費
(4) 介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者(以下「患者等」という。)である利用者に対応した介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員</p> <p>①訪問系サービス：実際に患者等にサービスを一度でも提供した職員 20万円</p> <p>②その他のサービス：利用者に患者等が発生した日以降に勤務した職員 20万円</p> <p>③上記以外の職員 5万円</p> <p>(2) (1)以外の介護サービス事業所・施設に勤務し、利用者と接する職員 5万円</p> <p>※上記慰労金を振り込む際の手数料は別途単価に含む。</p>	

(交付の申請等)

第8条 この補助金を申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ指定する期日までに交付申請書（様式第1号）を岡山県国民健康保険団体連合会を通じて、岡山県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。なお、慰労金の給付を受けようとする場合、原則として、介護サービス事業所・施設等が、職員から委任を受けて代理申請・受領を行い、職員に給付するものとする。

ただし、申請者及び職員から知事への直接申請を妨げず、職員から申請する場合は交付申請書（様式第2号）を提出する。

(交付の決定)

第9条 知事は、申請者から前条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、第10条に規定する事項を条件に補助金の交付を決定するものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 この補助金の交付を受け事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）に対しては、規則に基づき、次のとおり交付条件を付す。

- (1) 各事業所・施設間及び第7条に定める事業区分間で交付金の配分額を調整することはできない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第3号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。
なお、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。）
- (8) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効

用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 補助事業者が(1)～(8)による条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(補助金の交付)

第 11 条 補助金の交付方法は、原則、概算払とする。ただし、精算額での申請があった場合は、精算払によることができるものとする。

(慰労金の給付等に関する周知等)

第 12 条 知事は、介護サービス事業所・施設等に勤務する職員に対する慰労金の支給事業の実施に当たり、給付対象者の要件、申請の方法等の事業の概要について、広報その他の方法による介護サービス事業所・施設等及び職員への周知を行う。

(慰労金の申請が行われなかった場合等の取扱い)

第 13 条 知事が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、介護サービス事業所・施設等及び職員から第 8 条の規定による申請が行われなかった場合は、給付対象者が慰労金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

2 知事が第 9 条の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第 14 条 知事は、慰労金の給付を受けた後に給付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により慰労金の給付を受けた者に対して、給付を行った慰労金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 15 条 慰労金の給付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

(実績報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止したときを含む。）又は交付決定に係る岡山県の会計年度が終了したときは、あらかじめ指定する期日までに実績報告書を知事に提出するものとする。

ただし、精算額での申請があった場合は、岡山県補助金等交付規則第 13 条 2 項の規程に基づき、報告を要しないものとする。

(補助金額の確定)

第 17 条 知事は、前条の規定による事業実績報告があったときは、当該報告書の審査及び

必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及び条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(その他)

第18条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年7月20日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。